



平成27年度～

**子どもたちの健やかな成長のために  
子ども・子育て支援新制度が始まります**

妊娠から育児までの切れ目のない支援を目指して、地域の  
子育て環境を一層充実するための「子ども・子育て支援新制  
度」が始まります。

新制度の開始により、幼稚園・保育所・認定こども園など  
の入園手続き方法などが変わります。

問／子ども・子育て支援新制度準備室 ☎515-6012

**子どもを育てやすい  
社会の実現のために**



質の高い教育・保育の提供、  
待機児童解消と子育て支援の充  
実のため、平成27年度から子ど  
も・子育て支援新制度が始まり  
ます。

市では、実情にあった子育て  
支援を充実するための事業計画  
を作成しています。

新制度では、幼稚園や保育所  
などへの入園・入所を希望する  
子どもの保護者からの申請に基  
づいて、市が保育の必要性を認  
定します。【右下★を参照】

**新制度では、何が変わるの？**

① 幼稚園・保育所・認定こども  
園のほか、市が認可した少人  
数の子どもを保育する地域型  
保育施設の中から施設を選べ  
ます。

認定が必要な教育・保育施設(表)

施設	利用できる時間	申請先 および時期
幼稚園	朝～昼過ぎ ※利用時間の前後に、預 かり保育を行っている 施設があります。	各幼稚園 平成26年 10月～
保育所	朝～夕方 ※保護者の就労状況などにより、保育時間 が異なります。	児童福祉課 平成27年 1月上旬～
認定こども園	教育:朝～昼過ぎ(3～5歳) ※利用時間の前後に、預 かり保育を行います。 保育:朝～夕方(0～5歳) ※保育が必要な場合のみ。	教育:各幼稚園 平成26年 10月～ 保育:児童福祉課 平成27年 1月上旬～

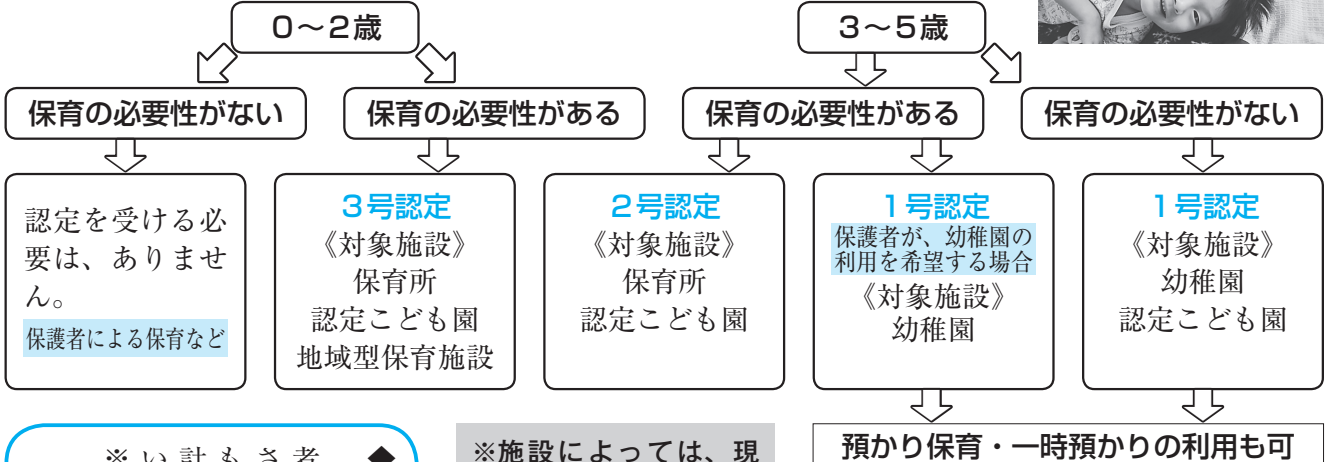
② 保育を希望する場合、保護者  
の「必要事由」に該当すること  
が必要。また、保護者の  
就労時間などに応じて、保育  
の利用時間が、**保育標準時間  
(1日当たり11時間以内)**と**保  
育短時間(1日当たり8時間以  
内)**のいずれかになります。  
※現在通う施設を継続して利用  
する場合には、施設を通して  
案内があります。



《認定の仕組み》

お子さんは、何歳ですか？

※平成27年4月1日現在の年齢



◆市子ども・子育て会議◆  
市では子育てに関する有識  
者・保護者・事業者の代表の皆  
さん、公募委員による市子ど  
も・子育て会議を設置し、事業  
計画策定に向けた意見をいた  
だいています。  
※議事の内容などは、  
市ホームページでお  
知らせしています。



※施設によっては、現  
在の制度での運営を  
維持する場合があります。  
その施設を利用する  
場合は、認定を受け  
る必要はありません。  
詳しくは、入園・入  
所の手続きの際、各  
施設へお問い合わせ  
ください。

★3つの認定区分★

- ・1号認定…教育標準時間認定  
お子さんが満3歳以上で、教育を希望  
する場合
- ・2号認定…満3歳以上・保育認定  
お子さんが満3歳以上で「保育の必要な  
事由」に該当し、保育所などでの保育を  
希望する場合
- ・3号認定…満3歳未満・保育認定  
お子さんが満3歳未満で「保育の必要な  
事由」に該当し、保育所などでの保育を  
希望する場合